

子育て支援・交流

子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)

うちとけた雰囲気の中でお子様を遊ばせたり、親同士が交流したり、子育て中の親子が気軽に利用できる場所です。専門の保育士による育児に関するアドバイスや育児情報の提供も行っています。

名称	所在地・問い合わせ先	利用時間
そでがうらこども館	神納1136-3 ☎0438-62-2333	月～土曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00, 13:00～16:15 ※開館時間は8:30～17:15 12:00～13:00はお弁当タイム
ぱる(昭和保育園内)	奈良輪782-1 ☎0438-62-1519	月～土曜日(祝日、年末年始を除く) 9:30～16:00
すまいるらんど (長浦保育園内)	蔵波2598-1 ☎0438-62-2250	平日 9:00～15:30 ※11:30～13:30はお弁当タイム
ゆうゆう (白ゆり保育園内)	蔵波2592-1 ☎0438-38-3258	平日 9:00～15:30 ※11:30～13:30はお弁当タイム
きらら (認定こども園まりん内)	袖ヶ浦駅前2-34-2 ☎0438-38-5117	平日 9:30～15:30 ※11:30～13:30はお弁当タイム
はぐくみ (みどりの丘保育園内)	蔵波3108-177 ☎0438-97-5527	平日 9:00～15:30 ※11:45～13:00はお弁当タイム
ちきんえっぐ (袖ヶ浦どろんこ保育園内)	奈良輪801-1 ☎0438-97-7913	平日 10:00～16:00
(令和7年4月開園予定) ちきんえっぐ (百目木どろんこ保育園内)	(百目木公園内予定)	未定

※お休みの場合があります。事前にお問い合わせください。

子育て支援・交流

広 告

電気工事・空調設備

有限会社

内藤電機

袖ヶ浦市坂戸市場1663-2

TEL:0438-62-8254

いつまでも



ぬおつきあい。

有限
会社

猪野瓦店

屋根工事一式・瓦一枚より修理いたします。
雨樋・太陽光発電・雨漏り相談
お気軽にお電話ください。

見積無料

袖ヶ浦市久保田3665

TEL 0438-62-8421

FAX 0438-63-6566

袖ヶ浦市 すくすく子育て! ぶっく

23

園庭開放

市立保育所では、地域の乳幼児の遊び場として、園庭を開放しています。

🌻日時 月～土曜日(年末年始・祝祭日を除く) 9:30～11:30

なかよし広場

市立保育所では月に1回、保育所内で親子が遊んだり、担当の保育士と育児相談等を行ったりすることができる〈なかよし広場〉を行っています。

名称	所在地・問い合わせ先	実施日・利用時間
平川保育所	三箇1965 ☎0438-75-2159	第1木曜日(令和7年5月からは第4木曜日になります) 9:30～11:30
久保田保育所	久保田1799-3 ☎0438-62-8331	第2木曜日 9:30～11:30
根形保育所	下新田106-1 ☎0438-63-0858	第3木曜日 9:30～11:30
(令和7年3月末閉所予定) 吉野田保育所	吉野田198 ☎0438-75-2123	第4木曜日 9:30～11:30

※3, 4, 8月、年末年始・祝祭日はお休みです。

※福王台保育所は、なかよし広場を行っておりません。

代宿児童館

問 子育て支援課 ☎0438-62-3286

健全な遊びを通して児童の健康増進と情操を育むことを目的に、代宿地区に児童館を設けています。夏季はプールも利用できます。(10m×15m)

🌻開館時間 8:30～17:00

🌻利用料金 無料

🌻所在地・問い合わせ先 代宿75-1 ☎0438-62-0341

🌻施設概要 図書室、遊戯室、屋外遊具、屋外プール等

🌻休館日時 月曜日(休日の場合は翌日)、祝日、年末年始

🌻利用できる人 市内に住所を有する18歳未満の児童(6歳未満の幼児は付添い人が必要です。)

— 広 告 —

社会福祉法人 陽だまり

児童発達支援・放課後等デイサービス

わたぼうし



午前 9:30 から午後 17:30
給食、送迎サービスあります。
短期入所、日中一時支援併設

袖ヶ浦市戸国飛地382-1

TEL:0438-60-5800



児童家庭支援センター

ベース



専門のスタッフ(心理士、相談・支援員など)が
様々な悩みや不安についてのご相談をお受けいたします。

利用日 月曜日～金曜日(要予約)
受付時間 9:00～17:00

袖ヶ浦市戸国飛地398-1

TEL:0438-40-5907



たのしく子育て「RAKUIKUらくいく」

問 こども家庭センター ☎0438-62-3220

発育や発達に応じ、親のしてほしいことや気持ちをうまく伝える方法等、楽しく子育てをするコツについて、一緒に考え、学ぶことができる子育て・しつけ教室を開催しています。

※開催日時、場所等詳細については、市広報等でお知らせします。

児童手当制度※令和6年10月(12月支給分)から制度拡充

問 子育て支援課 ☎0438-62-3272

0歳から高校3年生相当(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方を対象に手当が支給されます。

🌸支給額

3歳未満	月額15,000円／人	第3子以降 月額30,000円／人
3歳～高校生	月額10,000円／人	

※所得による支給制限はありません。

🌸支給月

原則として4月、6月、8月、10月、12月、2月に、それぞれの前月分までが支給されます。

🌸支給手続き

お子様が生まれたとき、転入したときは、認定請求書を15日以内に提出してください。
(公務員の方は勤務先に申請)

15日を過ぎると、異動のあった翌月分から手当が支給されないことがあります。

🌸手続きが必要なとき

- 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- 手当の振込先を変更したいとき(口座名義人の変更はできません)
- 袖ヶ浦市から転出するとき
- 受給中に公務員になったとき、または公務員でなくなったとき

子ども医療費助成制度

問 子育て支援課 ☎0438-62-3272

✿ 受給資格登録申請(受給券の交付申請)

0歳から高校3年生相当(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)のお子様の入院・通院にかかる医療費の一部または全部を助成しています。

医療機関の窓口を受給券を提示すると、自己負担200円又は無料で受診できます。

この制度を利用するためには、受給資格の登録申請が必要です。出生日又は転入日から1か月以内に手続きを行ってください。手続き後、1週間程度で受給券を郵送します。

✿ 償還払いの申請(助成金の交付申請)

県外での受診や受給券を使用しないで医療機関を受診した場合、その医療費の領収書を添えて助成金の交付申請をすることで、自己負担金を除いた額の払い戻しが受けられます。

※次の場合は受給資格の変更届が必要です。

- ①住所・氏名を変更したとき
- ②加入している健康保険を変更したとき
- ③生活保護を受けるようになったとき
- ④保護者が変更となったとき

※学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となる場合や、交通事故等の第三者による負傷等で受診する場合は助成対象外となりますのでご注意ください。

— 広 告 —

袖ヶ浦市の環境と美化を守る

袖ヶ浦環境清掃協同組合

ともえ環境(株)	北石産業(有)	芝崎商事(株)	袖ヶ浦企業(株)
代宿 一五七二一	代宿 一五七二一	横田 一八六六	奈良輪 七八九
五三一七九二〇	六二一五二八三	七五一二二六一	六二一八二九三